

## 意見書案第7号

### 沖縄戦犠牲者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

アジア・太平洋戦争末期、沖縄戦においておよそ20万人以上の尊い命が失われた。特に、激戦地となった糸満市魔文仁を中心とする南部地域においては、犠牲となった沖縄県民、全国から召集された兵士の遺骨などが、今なお地中に残されている。

沖縄県の推計によれば、全戦没者数200,656人、そのうち一般県民94,000人、沖縄県出身軍人・軍属28,228人、他の都道府県出身兵65,908人、米軍12,520人で、いまだ約2,800人の遺骨が収集できていない。戦後76年が経過したが、現在も戦没者の遺骨や遺品が数多く発見されている。

2016年、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律が制定され、第3条では、国が戦没者の遺骨収集を確実に実施する責務を有するとしている。

しかし、昨年4月、辺野古新基地建設の海域埋立てに用いる土砂の採取地として、これまで予定されていなかった、沖縄本島南部の糸満市と八重瀬町が政府の計画に追加された。沖縄戦犠牲者の遺骨を含む同地域の土砂が埋立てに使用されることは、人道上、許されることではないと考える。

よって、逗子市議会は国に対し、次の事項を速やかに実現されるよう、強く要望する。

- 1 沖縄戦の戦没者の遺骨が混入している南部地域の土砂を、あらゆる埋立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ地上戦があった沖縄の事情に鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律を遵守し、日本政府が主体となって遺骨収集をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月9日

逗子市議会